



平成 20 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ソ キ ア
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 伊 藤 仁 (コード番号 7720 東証第一部)
問 合 せ 先	執 行 役 員 本 社 機 能 担 当 小 林 育 夫 (TEL 046-248-0068)

全部取得条項付普通株式発行のための定款一部変更及びその取得に関するお知らせ

当社は、平成20年5月16日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の発行のための当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得について、平成20年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更(定款一部変更その1・同その2)

1. 定款一部変更その1

(1) 変更の理由

平成20年1月30日付け当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、株式会社トプコン(以下「トプコン」といいます。)は、平成19年12月11日から平成20年1月29日までの期間、当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行いました。その結果、トプコンは、平成20年2月5日をもって、当社普通株式32,511,887株を保有するに至り、その議決権の数は32,511個となり、これは平成20年3月31日現在における当社の総株主の議決権の数34,183個の約95.11%に相当します。

トプコンは、本公開買付けに係る公開買付届出書や平成19年12月10日付けのプレスリリース「株式会社ソキア株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において表明しているとおり、当社を完全子会社化することを企図しております。

また、当社といたしましても、平成19年12月10日付けプレスリリース「株式会社トプコンによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」において表明いたしましたとおり、競争が激化する測量機器市場において、欧米・アジアの有力メーカーと将来に亘って伍して渡り合える測量機器の総合メーカーとして一層発展へのポテンシャルを高めるべく、トプコンとの経営統合により、両社の優れた技術力や熟練した人材等を相互に活用して事業展開

を図ることが最良の選択であると考え、トプコンが当社の発行済普通株式の全てを取得し、当社を完全子会社化することを目的とする本公開買付けに賛同いたしております。

以上をふまえ、当社は、以下の方法により、トプコンの完全子会社となることといたしました。(以下、①から③までを「本定款一部変更等」と総称します。)

①定款一部変更その1

当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式であるA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設します。

②定款一部変更その2

上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設します。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式0.000000492株を交付する旨の定めを設けるものといたします。

③全部取得条項付普通株式の取得

会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項を付した普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の株主(但し、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式0.000000492株を交付します。かかる手続きにおいては、トプコンを除く全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割当てられるA種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

③の手続きの完了によりトプコンのみが当社の株主となる予定です。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款一部変更その2(上記②)を行う前提として、当社が会社法上の種類株式発行会社となるため、残余財産分配優先株式であるA種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。なお、下記IIIにてご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は当社A種種類株式としております。

会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合(すなわち、本定款一部変更等を実施した場合)、上記のとおり、トプコンを除く全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割当てられる当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主に対する当社A種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金

が交付される予定です。)に相当する株式は、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、トプコンに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に640円(本公開買付けにおける1株あたりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更その1は、本定款一部変更等の①として、当社が会社法上の種類株式発行会社となるとともに全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、これまで当社は、1,000株を単元株式数として規定していたところ、普通株式についてのみ1,000株を単元株式数とするために所要の変更をするものであります。

なお、定款一部変更その1は、その議案が原案どおり承認可決された時点で効力を生じるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、下表のとおりであります。また、主な変更内容は以下のとおりであり、本日付けプレスリリース「商号の変更に関するお知らせ」による変更後の当社定款を追加変更するものです。

- ・ A種種類株式の内容に関する規定を新設するものです。
- ・ 当社が種類株式発行会社になることに伴い、普通株式及びA種種類株式のそれぞれについて、発行可能種類株式総数についての定めを設けるものです。
- ・ 種類株主総会に関する規定を新設するものです。

(下線は変更部分を示しております。)

商号の変更に係る定款変更後の当社定款	変更案
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。 (新設)	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1億株とし、 <u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は9,999万株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は、1万株とする。</u> <u>第6条の2 (A種種類株式)</u> <u>当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u> <u>またはA種種類株式の登録株式質権者(以下</u>

<p>第7条 (株券の発行)</p> <p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の単元株式数は1,000株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 <p>(新設)</p>	<p><u>「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき、100万円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第7条 (株券の発行)</p> <p>当社は、<u>全ての種類の</u>株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の<u>普通株式の</u>単元株式数は1,000株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 <p>第16条の2 (種類株主総会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 3. <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
--	--

2. 定款一部変更その2

(1) 変更の理由

定款一部変更その2は、当社がトプコンの完全子会社となるために、定款一部変更その1「(1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、本定款一部変更等の②として、定款一部変更その1による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めを新設するものであります。本定款一部変更その2にかかる議案が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の②の後、株主総会の特別決議によって当社は全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式を取得することを予定していますが(本定款一部変更等の③)、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主に交付する取得対価は、定款一部変更その1にかかる定款変更案により新たに設けられる当社A種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき全部取得条項付普通株主に割当てる当社A種種類株式の数は、トプコンを除く全部取得条項付普通株主に対して割当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.000000492株としております。

なお、定款一部変更その2に係る定款変更の効力発生日は、平成20年8月1日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は下表のとおりであり、当社普通株式に全部取得条項を付すことにより、株式の内容として全部取得条項を有する種類の株式とするものであります。また、定款一部変更その1の変更案による変更後の当社定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更その2による定款変更は、定時株主総会及び普通株主による種類株主総会における承認を得た上で、定款一部変更その1にかかる定款変更の効力が生ずること及び後記Ⅲ全部取得条項付普通株式の取得にかかる議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更その1による変更後の当社定款	変更案
(新設)	<u>第6条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.000000492株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更その1「(1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条並びに定款一部変更その1及び定款一部変更その2による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、定款一部変更その1における変更後の当社定款により設けられる当社A種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、トプコンを除く全部取得条項付普通株主に対して割当てられる取得対価としての当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.000000492株の割合をもって割当てする予定です。このように割当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株主に割当てられることとなる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。)に相当する数のA種種類株式については、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、トプコンに対して売却することを予定しています。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に640円(本公開買付けにおける1株あたりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する金銭等及び全部取得条項付普通株式の株主に対する取得対価の割当てに関する事項

会社法第171条並びに定款一部変更その1及び定款一部変更その2による変更後の当社定款の規定に基づき、当社は、取得日(下記(2)において定めます。)において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社の株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に記載又は記録された全部取得条項付普通株主の所有する全部取得条項付普通株式の全ての取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式を0.000000492株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成20年8月1日といたします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更その2に定める定款変更の効力が生じることと条件として、効力が生じるものとします。

3. 上場廃止の予定について

本定款一部変更等の結果、当社株式にかかる株券は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式にかかる株券は平成20年6月27日から平成20年7月26日までの間、整理銘柄に指定された後、平成20年7月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式にかかる株券を東京証券取引所において取引することはできません。

Ⅲ. 本定款一部変更等の日程の概略(予定)

本定款一部変更等に関する日程の概略(予定)は以下のとおりです。

- | | |
|---------------------------------------|---------------|
| ① 定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の招集に関する取締役会 | 平成20年5月16日(金) |
| ② 定時株主総会及び普通株主による種類株主総会 | 平成20年6月26日(木) |
| ③ 定款一部変更その1の効力発生日 | 平成20年6月26日(木) |
| ④ 整理銘柄への指定 | 平成20年6月27日(金) |
| ⑤ 株券提出手続きの開始日 | 平成20年6月27日(金) |
| ⑥ 当社普通株式にかかる株券の売買最終日 | 平成20年7月25日(金) |
| ⑦ 当社普通株式にかかる株券の上場廃止日 | 平成20年7月27日(日) |
| ⑧ 全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日 | 平成20年7月31日(木) |
| ⑨ 株券提出の期限 | 平成20年8月1日(金) |
| ⑩ 定款一部変更その2の効力発生日 | 平成20年8月1日(金) |
| ⑪ 当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日 | 平成20年8月1日(金) |

なお、株券の提出にあたっては、今後株券提出公告等によりご案内いたします。

以上